

今回のテーマ「技能実習法の施行状況検討の時期-続報⑨」について

情報通信 183 号の続報です。「技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議」第 6 回目（4/19 開催）**中間報告書（案）**が公開されました。4/10 のたたき台は修正されています。詳しくは出入国在留管理庁 HP を確認ください。https://www.moj.go.jp/isa/policies/policies/03_00064.html

中間報告書（案）（概要）（技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議事務局作成） 資料1-3

検討の視点		
我が国の人手不足が深刻化する中、外国人が日本の経済社会の担い手となっている現状を踏まえ、外国人との共生社会の実現が社会のあるべき姿であることを念頭に置き、その人権に配慮しつつ地域社会を共に支える一員として外国人を適正に受け入れ、我が国で能力を最大限に発揮できる多様性に富んだ活力ある社会を実現する必要がある。このような観点から、 <u>技能実習制度と特定技能制度が直面する様々な課題を解決した上で、国際的にも理解が得られる制度を目指す。</u>		
検討の基本的な考え方		
論 点	現 状	新たな制度
制度目的と実態を踏まえた制度の在り方	人材育成を通じた国際貢献	<ul style="list-style-type: none"> 現行の技能実習制度は廃止して人材確保と人材育成（未熟練労働者を一定の専門性や技能を有するレベルまで育成）を目的とする新たな制度の創設（実態に即した制度への抜本的な見直し）を検討 特定技能制度は引き続き活用する方向で検討し、新たな制度との関係性、指導監督体制や支援体制の整備などを引き続き議論
外国人が成長しつつ、中長期に活躍できる制度（キャリアパス）の構築	職種が特定技能の分野と不一致	<ul style="list-style-type: none"> 新たな制度と特定技能制度の対象職種や分野を一致させる（主たる技能の育成・評価を行う。技能評価の在り方等は引き続き議論） 現行は対象分野でない技能実習職種の特定技能対象分野への追加及び特定技能2号の対象分野の追加について、必要性を前提に検討
受入れ見込数の設定等の在り方	受入れ見込数の設定のプロセスが不透明	業所管省庁における取組状況の確認や受入れ見込み数等の設定、対象分野の追加等は、様々な関係者の意見やエビデンスを踏まえつつ判断がされる仕組みとする等の措置を講じることでプロセスの透明化を図る
転籍の在り方（技能実習）	原則不可	人材育成に由来する転籍制限は残しつつも、制度目的に人材確保を位置付けることから、制度趣旨と外国人の保護の観点から、従来より緩和する（転籍制限の在り方は引き続き議論）
管理監督や支援体制の在り方	<ul style="list-style-type: none"> 監理団体、登録支援機関、技能実習機構の指導監督や支援の体制面で不十分な面がある 悪質な送出国機関が存在 	<ul style="list-style-type: none"> 監理団体や登録支援機関が担っている機能は重要。他方、人権侵害等を防止・是正できない監理団体を厳しく適正化・排除する必要 監理団体や登録支援機関の要件の厳格化等により、監理・支援能力の向上を図る（機能や要件は優良団体へのインセンティブも含め、引き続き議論） 外国人技能実習機構の体制を整備した上で管理・支援能力の向上を図る 悪質な送出国機関の排除等に向けた実効的な二国間取決めなどの取組を強化
外国人の日本語能力向上に向けた取組	本人の能力や教育水準の定めなし	一定水準の日本語能力を確保できるよう就労開始前の日本語能力の担保方策及び来日後において日本語能力が段階的に向上する仕組みを設ける
今後の進め方		
中間報告書で示した検討の方向性に沿って具体的な制度設計について議論を行った上、令和5年秋を目途に最終報告書を取りまとめる。		

第4 検討の方向性

資料 1-2 中間報告書（案）25 頁の検討の方向性に 1 はじめにが追加されました。技能実習制度廃止の文言はありません。

1 はじめに

我が国の人手不足が深刻化する中、外国人が日本社会において暮らし、経済社会の担い手となっている現状にある。これを踏まえ、外国人との共生社会の実現が社会のあるべき姿であることを念頭に置き、その人権に配慮しつつ地域社会を共に支える一員として外国人を適正に受け入れ、我が国で能力を最大限に発揮できる多様性に富んだ活力ある社会を実現する必要がある。このような観点から、技能実習制度と特定技能制度が直面する様々な課題を解決した上で、国際的にも理解が得られるものとなるよう、各論点について検討の方向性を示すものである。